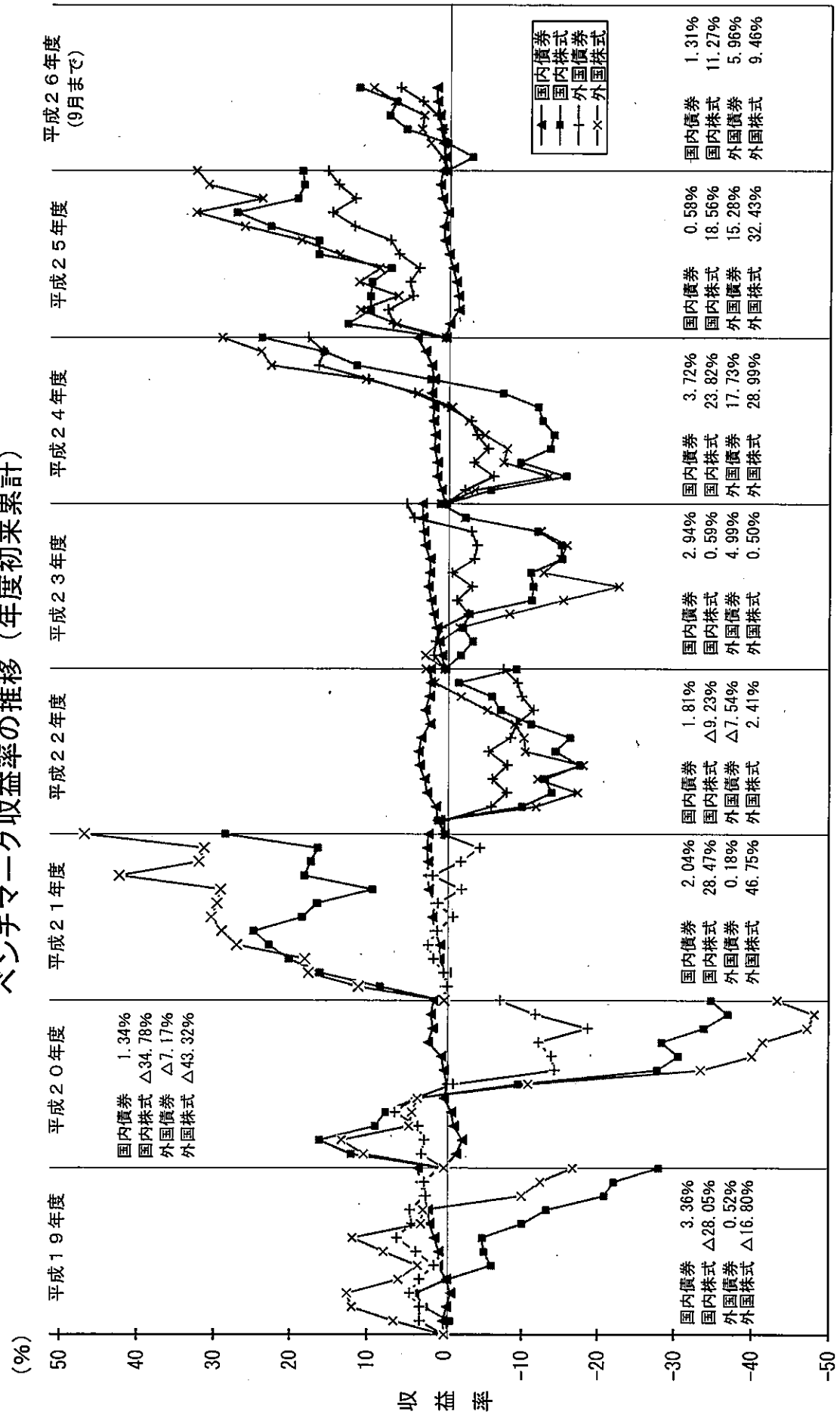


主な経済指標

年度・月末	日経平均 (円)	10年国債※ (年%)	円/ドル (円)	円/ユーロ (円)	ベンチマークで用いている指標			
					NOMURA-BPI 総合	TOPIX	シティグループ 世界国債インデックス	MSCI-KOKUSAI
H13.3	13,000	1.275	126.20	110.72	283.83	1,407.73	202.86	1,110.31
H14.3	11,025	1.400	132.74	115.68	286.52	1,179.41	219.98	1,154.10
H15.3	7,973	0.700	117.93	128.85	298.74	886.77	254.02	780.70
H16.3	11,715	1.435	104.26	128.41	293.53	1,340.15	254.41	973.52
H17.3	11,669	1.320	107.09	138.84	299.67	1,359.22	283.20	1,126.39
H18.3	17,060	1.770	117.66	142.56	295.48	2,009.57	305.09	1,447.61
H19.3	17,288	1.650	117.78	157.30	301.89	2,015.42	336.32	1,706.06
H20.3	12,526	1.275	99.90	157.55	312.05	1,450.00	338.08	1,419.47
H21.3	8,110	1.340	98.81	130.88	316.24	945.72	313.82	804.54
H22.3	11,090	1.395	93.46	126.27	322.69	1,214.95	314.39	1,180.68
H23.3	9,755	1.255	83.15	117.77	328.52	1,102.75	290.67	1,209.12
H24.3	10,084	0.985	82.79	110.47	338.18	1,109.28	305.17	1,215.12
H25.4	13,861	0.600	97.41	128.25	349.14	1,546.69	383.82	1,667.42
5	13,775	0.860	100.46	130.55	345.06	1,507.80	386.24	1,740.99
6	13,677	0.855	99.12	128.94	345.26	1,507.70	374.62	1,664.24
7	13,668	0.795	97.86	130.15	346.18	1,504.94	376.01	1,742.97
8	13,389	0.720	98.15	129.75	347.68	1,471.25	371.73	1,702.56
9	14,456	0.680	98.21	132.82	349.46	1,598.95	381.13	1,782.95
10	14,328	0.590	98.35	133.58	351.53	1,599.21	385.18	1,859.96
11	15,662	0.600	102.41	139.16	351.85	1,685.49	401.78	1,976.64
12	16,291	0.735	105.30	144.73	350.09	1,746.17	412.03	2,075.88
H26.1	14,915	0.620	102.03	137.59	352.78	1,636.79	401.46	1,940.44
2	14,841	0.580	101.80	140.50	353.61	1,625.22	409.32	2,050.54
3	14,828	0.640	103.19	142.09	352.80	1,628.52	414.20	2,075.72
4	14,304	0.620	102.24	141.77	353.31	1,573.78	415.51	2,087.77
5	14,632	0.570	101.78	138.73	354.39	1,626.62	414.82	2,118.83
6	15,162	0.565	101.30	138.69	355.41	1,712.30	416.40	2,142.07
7	15,621	0.530	102.79	137.62	356.01	1,748.81	419.26	2,135.99
8	15,425	0.490	104.05	136.64	357.15	1,733.76	427.00	2,215.04
9	16,174	0.525	109.64	138.49	357.41	1,811.98	438.88	2,272.14

※「10年国債」に関しては、日本銀行「金融経済統計月報」より「長期国債(10年)新発債流通利回」を掲載。

ベンチマーク収益率の推移（年度初来累計）



(注) 使用しているベンチマークは以下のとおり。
 国内債券：NOMURA-BPI総合
 国内株式：TOPIX（配当込み）
 外国債券：シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし）
 外国株式：MSCI-KOKUSAI（円貨換算、配当込み、グロス）

ベンチマークについて

ベンチマークとは、運用成果を評価する際に、相対比較の対象となる基準指標のことであり、市場の動きを代表する指数を使用している。

【国内債券】

ONOMURA-BPI 総合

野村証券金融経済研究所が作成・発表している国内債券市場のベンチマーク。国内債券のベンチマークとしては代表的なものである。

【国内株式】

OTOPIX (配当込み)

東証一部上場全銘柄の株価を株式数で加重平均して算出したもの。国内株式市場の代表的なベンチマークである。

【外国債券】

○シティグループ世界国債インデックス (除く日本、円貨換算、ヘッジなし)

日興シティグループ証券株式会社が作成・発表している世界国債のベンチマーク。時価総額につき一定基準を満たす国の国債について、投資収益率を指数化したもの。国際債券投資の代表的なベンチマークのひとつである。

【外国株式】

OMSCI-KOKUSAI (円貨換算、配当込み、グロス)

モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル社が作成・発表している日本を除く先進国で構成された世界株指数。対象国の包括性、切り口の多様性等の点で国際株式投資のベンチマークとしては代表的な存在である。

基本ポートフォリオ

参考3

平成26年4月1日現在

○ 一般の中小企業退職金共済事業

(%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合計
資産配分	76.9	7.7	7.7	7.7	100.0
乖離許容幅	±5.0	±3.0	±2.0	±3.0	

(注) 国内債券には財政融資資金預託金、生命保険資産（一般勘定）、長期貸付金、預け金、不動産を含む。（期待収益率2.60%、標準偏差3.02%）

○ 建設業退職金共済事業

給付経理

(%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	合計
資産配分	86.2	5.3	2.6	2.6	3.3	100.0
乖離許容幅	±7.0	±2.2	±1.3	±1.3	±3.0	

(注) 国内債券には財政融資資金預託金、生命保険資産、新株予約権付社債、長期貸付金を含む。（期待収益率1.73%、標準偏差1.39%）

特別給付経理

(%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	合計
資産配分	83.0	6.0	3.0	3.0	5.0	100.0
乖離許容幅	±7.0	±2.5	±1.5	±1.5	±3.0	

(注) 国内債券には生命保険資産、新株予約権付社債を含む。（期待収益率1.67%、標準偏差1.60%）

○ 清酒製造業退職金共済事業

給付経理

(%)

	国内債券	国内株式	合計
資産配分	93.9	6.1	100.0
乖離許容幅	+2.0~-4.5	+4.5~-2.0	

(注) 国内債券には財政融資資金預託金、生命保険資産、新株予約権付社債、長期貸付金、短期資産を含む。（期待収益率1.26%、標準偏差1.09%）

特別給付経理

(%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合計
資産配分	100.0	—	—	—	100.0
乖離許容幅	—	—	—	—	

(注) 国内債券には短期資産を含む。（期待収益率1.27%、標準偏差0.38%）

○ 林業退職金共済事業

(%)

	国内債券	国内株式	外国債券	合計
資産配分	95.6	2.6	1.8	100.0
乖離許容幅	±2.0	±1.0	±1.0	

(注) 国内債券には財政融資資金預託金、生命保険資産、新株予約権付社債、短期資産を含む。（期待収益率1.32%、標準偏差0.55%）

建設業退職金共済事業における予定運用利回り、平均運用利回り
及び収支状況の推移

年 度	予 定 運 用 利 回 り	平 均 運 用 利 回 り	当 期 損 益 金	累 積 剰 余 金 (累 積 欠 損 金)	掛 金 日 額
昭和39年度	6.00% (10月~)	5.48%	0億円	0億円	20円 (10月~)
昭和40年度	6.00%	7.04%	0億円	0億円	20円
昭和41年度	6.00%	6.98%	0億円	0億円	20円
昭和42年度	6.00%	6.96%	0億円	0億円	20円
昭和43年度	6.00%	6.95%	0億円	0億円	20円
昭和44年度	6.00%	7.04%	0億円	0億円	20円
昭和45年度	6.00%	7.04%	1億円	1億円	60円 (5月~)
昭和46年度	6.00%	7.12%	3億円	4億円	60円
昭和47年度	6.00%	7.04%	3億円	7億円	60円
昭和48年度	6.00%	6.98%	6億円	13億円	60円
昭和49年度	6.00%	7.34%	6億円	19億円	60円
昭和50年度	6.25% (12月~)	7.58%	8億円	27億円	120円 (10月~)
昭和51年度	6.25%	7.82%	11億円	38億円	120円
昭和52年度	6.25%	7.69%	17億円	55億円	120円
昭和53年度	6.25%	7.33%	22億円	77億円	120円
昭和54年度	6.25%	7.10%	35億円	112億円	120円
昭和55年度	6.25%	7.33%	△ 46億円	66億円	180円 (12月~)
昭和56年度	6.25%	7.39%	26億円	92億円	180円
昭和57年度	6.25%	7.38%	28億円	120億円	180円

建設業退職金共済事業における予定運用利回り、平均運用利回り
及び収支状況の推移

年 度	予 定 運 用 利 回 り	平 均 運 用 利 回 り	当 期 損 益 金	累 積 剰 余 金 (累 積 欠 損 金)	掛 金 日 額
昭和58年度	6.25%	7.42%	30億円	150億円	180円
昭和59年度	6.25%	7.44%	39億円	190億円	180円
昭和60年度	6.25%	7.20%	43億円	233億円	180円
昭和61年度	<u>6.60% (12月~)</u>	7.06%	△ 57億円	175億円	180円
昭和62年度	6.60%	6.57%	16億円	192億円	<u>200円 (7月~)</u>
昭和63年度	6.60%	6.17%	5億円	197億円	200円
平成1年度	6.60%	5.87%	0億円	197億円	200円
平成2年度	6.60%	6.02%	13億円	210億円	200円
平成3年度	6.60%	6.02%	16億円	226億円	<u>260円 (7月~)</u>
平成4年度	6.60%	5.64%	6億円	233億円	260円
平成5年度	6.60%	5.56%	△ 4億円	229億円	260円
平成6年度	6.60%	5.06%	△ 30億円	199億円	260円
平成7年度	6.60%	4.80%	△ 44億円	155億円	260円
平成8年度	6.60%	4.06%	△ 100億円	55億円	260円
平成9年度	<u>4.50% (1月~)</u>	3.77%	69億円	123億円	260円
平成10年度	4.50%	3.35%	96億円	219億円	<u>300円 (1月~)</u>
平成11年度	4.50%	3.22%	68億円	288億円	300円
平成12年度	4.50%	2.54%	30億円	317億円	300円
平成13年度	4.50%	1.98%	△ 10億円	308億円	300円

建設業退職金共済事業における予定運用利回り、平均運用利回り
及び収支状況の推移

年 度	予 定 運 用 利 回 り	平 均 運 用 利 回 り	当 期 損 益 金	累 積 剰 余 金 (累 積 欠 損 金)	掛 金 日 額
平成14年度	4.50%	1.68%	△ 32億円	275億円	300円
平成15年度 前 期	4.50%	1.36%	△ 31億円	244億円	300円
平成15年度 後 期	<u>2.70% (10月~)</u>	3.05% 3.87%	107億円 10億円	304億円 130億円	<u>310円 (10月~)</u>
平成16年度	2.70%	1.97% 2.00%	142億円 17億円	446億円 147億円	310円
平成17年度	2.70%	4.35% 5.22%	315億円 12億円	762億円 159億円	310円
平成18年度	2.70%	2.00% 1.92%	59億円 △ 1億円	821億円 158億円	310円
平成19年度	2.70%	△0.56% △0.73%	△ 114億円 △ 10億円	706億円 148億円	310円
平成20年度	2.70%	△2.33% △3.03%	△ 356億円 △ 18億円	351億円 130億円	310円
平成21年度	2.70%	4.08% 4.18%	179億円 6億円	530億円 136億円	310円
平成22年度	2.70%	0.76% 0.62%	△ 87億円 △ 5億円	443億円 131億円	310円
平成23年度	2.70%	1.77% 1.77%	17億円 △ 1億円	460億円 131億円	310円
平成24年度	2.70%	4.15% 4.48%	223億円 8億円	683億円 138億円	310円
平成25年度	2.70%	3.31% 3.49%	186億円 5億円	868億円 144億円	310円

(注) ・下線については予定運用利回りの改正を行ったもの。

- ・平成15年10月以降は、独立行政法人会計基準を適用。
- ・平成15年度後期以降は、上段が給付経理、下段が特別給付経理。

清酒製造業退職金共済事業における予定運用利回り、平均運用利回り
及び収支状況の推移

年 度	予 定 運 用 利 回 り	平 均 運 用 利 回 り	当 期 損 益 金	累 積 剰 余 金 (累 積 欠 損 金)	掛 金 日 額
昭和42年度	6.00% (10月~)	7.28%	0百万円	0億円	50円 (10月~)
昭和43年度	6.00%	7.20%	0百万円	0億円	50円
昭和44年度	6.00%	7.15%	0百万円	0億円	50円
昭和45年度	6.00%	7.15%	18百万円	0億円	50円
昭和46年度	6.00%	7.16%	6百万円	0億円	70円 (10月~)
昭和47年度	6.00%	7.08%	20百万円	0億円	70円
昭和48年度	6.00%	7.09%	6百万円	1億円	70円
昭和49年度	6.00%	7.37%	23百万円	1億円	70円
昭和50年度	6.25% (12月~)	7.65%	66百万円	2億円	70円
昭和51年度	6.25%	7.67%	116百万円	3億円	70円
昭和52年度	6.25%	7.67%	45百万円	4億円	150円 (12月~)
昭和53年度	6.25%	7.49%	136百万円	5億円	150円
昭和54年度	6.25%	7.36%	145百万円	6億円	150円
昭和55年度	6.25%	7.25%	△182百万円	5億円	200円 (12月~)
昭和56年度	6.25%	7.27%	81百万円	5億円	200円
昭和57年度	6.25%	7.27%	115百万円	7億円	200円
昭和58年度	6.25%	7.41%	123百万円	8億円	200円
昭和59年度	6.25%	7.37%	88百万円	9億円	200円
昭和60年度	6.25%	7.32%	50百万円	9億円	200円

清酒製造業退職金共済事業における予定運用利回り、平均運用利回り
及び収支状況の推移

年 度	予 定 運 用 利 回 り	平 均 運 用 利 回 り	当 期 損 益 金	累 積 剰 余 金 (累 積 欠 損 金)	掛 金 日 額
昭和61年度	6.60% (12月~)	6.92%	33百万円	9億円	200円
昭和62年度	6.60%	6.57%	28百万円	10億円	240円 (7月~)
昭和63年度	6.60%	6.20%	23百万円	10億円	240円
平成1年度	6.60%	6.02%	8百万円	10億円	240円
平成2年度	6.60%	6.02%	6百万円	10億円	240円
平成3年度	6.60%	5.80%	2百万円	10億円	300円 (7月~)
平成4年度	6.60%	5.57%	1百万円	10億円	300円
平成5年度	6.60%	5.49%	△ 5百万円	10億円	300円
平成6年度	6.60%	4.94%	△ 37百万円	10億円	300円
平成7年度	6.60%	4.63%	△ 56百万円	9億円	300円
平成8年度	6.60%	3.67%	△ 160百万円	8億円	300円
平成9年度	4.50% (7月~)	3.34%	△ 110百万円	6億円	300円
平成10年度	4.50%	2.97%	△ 128百万円	5億円	300円
平成11年度	4.50%	2.77%	△ 141百万円	4億円	300円
平成12年度	2.30% (7月~)	2.61%	△ 29百万円	3億円	300円
平成13年度	2.30%	2.35%	6百万円	4億円	300円
平成14年度	2.30%	2.14%	8百万円	4億円	300円
平成15年度 前 期	2.30%	1.86%	3百万円	4億円	300円
平成15年度 後 期	2.30%	1.80% 0.37%	76百万円 2百万円	6億円 2億円	300円

清酒製造業退職金共済事業における予定運用利回り、平均運用利回り
及び収支状況の推移

年 度	予 定 運 用 利 回 り	平 均 運 用 利 回 り	当 期 損 益 金	累 積 剰 余 金 (累 積 欠 損 金)	掛 金 日 額
平成16年度	2.30%	1.30% 0.36%	66百万円 4百万円	6億円 2億円	300円
平成17年度	2.30%	3.56% 0.40%	186百万円 △17百万円	8億円 2億円	300円
平成18年度	2.30%	1.66% 0.56%	44百万円 △5百万円	9億円 2億円	300円
平成19年度	2.30%	△0.14% 1.07%	△39百万円 △2百万円	8億円 2億円	300円
平成20年度	2.30%	△1.88% 1.13%	115百万円 △1百万円	9億円 2億円	300円
平成21年度	2.30%	3.15% 1.14%	419百万円 1百万円	15億円 2億円	300円
平成22年度	2.30%	0.62% 1.09%	1,022百万円 22百万円	24億円 2億円	300円
平成23年度	2.30%	1.51% 1.15%	△35百万円 △0百万円	23億円 2億円	300円
平成24年度	2.30%	3.55% 0.92%	69百万円 0百万円	24億円 2億円	300円
平成25年度	2.30%	2.80% 0.72%	32百万円 0百万円	24億円 2億円	300円

(注) ・下線については予定運用利回りの改正を行ったもの。

・平成15年10月以降は、独立行政法人会計基準を適用。

・平成15年度後期以降については、上段が給付経理、下段が特別給付経理。

林業退職金共済事業における予定運用利回り、平均運用利回り
及び収支状況の推移

年 度	予 定 運 用 利 回 り	平 均 運 用 利 回 り	当 期 損 益 金	累 積 剰 余 金 (累 積 欠 損 金)	掛 金 日 額
昭和56年度	6.25% (1月~)	7.14%	0百万円	0億円	150円 (1月~)
昭和57年度	6.25%	7.44%	5百万円	0億円	150円
昭和58年度	6.25%	7.58%	28百万円	0億円	150円
昭和59年度	6.25%	7.52%	31百万円	1億円	150円
昭和60年度	6.25%	7.44%	32百万円	1億円	150円
昭和61年度	6.25%	7.20%	19百万円	1億円	150円
昭和62年度	6.25%	6.55%	23百万円	1億円	180円 (7月~)
昭和63年度	6.25%	6.26%	23百万円	2億円	180円
平成1年度	6.25%	6.09%	22百万円	2億円	180円
平成2年度	6.25%	6.03%	21百万円	2億円	180円
平成3年度	6.25%	5.71%	20百万円	2億円	230円 (7月~)
平成4年度	6.25%	5.44%	11百万円	2億円	230円
平成5年度	6.25%	5.41%	△ 22百万円	2億円	230円
平成6年度	6.25%	4.94%	△ 91百万円	1億円	230円
平成7年度	6.25%	4.63%	△ 117百万円	0億円	300円 (7月~)
平成8年度	6.25%	3.54%	△ 312百万円	△ 3億円	300円
平成9年度	3.70% (7月~)	3.25%	△ 825百万円	△ 11億円	300円
平成10年度	3.70%	2.90%	△ 350百万円	△ 15億円	300円
平成11年度	3.70%	2.91%	△ 413百万円	△ 19億円	300円

林業退職金共済事業における予定運用利回り、平均運用利回り
及び収支状況の推移

年 度	予 定 運 用 利 回 り	平 均 運 用 利 回 り	当 期 損 益 金	累 積 剰 余 金 (累 積 欠 損 金)	掛 金 日 額
平成12年度	<u>2.10% (7月~)</u>	2.45%	△352百万円	△ 22億円	300円
平成13年度	2.10%	2.30%	△ 81百万円	△ 23億円	<u>450円 (9月~)</u>
平成14年度	2.10%	1.89%	△ 66百万円	△ 24億円	450円
平成15年度 前 期	2.10%	1.68%	9百万円	△ 24億円	450円
平成15年度 後 期	<u>0.70% (10月~)</u>	1.98%	367百万円	△ 18億円	<u>460円 (10月~)</u>
平成16年度	0.70%	1.27%	121百万円	△ 16億円	460円
平成17年度	0.70%	2.07%	214百万円	△ 14億円	460円
平成18年度	0.70%	1.51%	40百万円	△ 14億円	460円
平成19年度	0.70%	0.97%	39百万円	△ 14億円	460円
平成20年度	0.70%	△0.12%	△138百万円	△ 15億円	460円
平成21年度	0.70%	2.21%	95百万円	△ 14億円	460円
平成22年度	0.70%	1.02%	△ 9百万円	△ 14億円	460円
平成23年度	0.70%	1.95%	105百万円	△ 13億円	460円
平成24年度	0.70%	2.90%	208百万円	△ 11億円	460円
平成25年度	0.70%	1.69%	93百万円	△ 10億円	460円

(注) ・下線については予定運用利回りの改正・掛金日額の変更を行ったもの。

・平成15年10月以降は、独立行政法人会計基準を適用。

建設業退職金共済事業における給付経理の将来推計

(単位:百万円)

	年度	年度								
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度			
現行	当期純利益	18,566	1,888	1,799	1,763	1,918	2,352			
	累積剰余金	86,827	88,715	90,513	92,276	94,195	96,547			
	責任準備金に対する累積剰余金割合	10.87%	11.05%	11.21%	11.37%	11.56%	11.79%			
	当期末純利益	18,566	1,888	1,799	▲ 460	▲ 318	67			
2.9%	当期純利益	86,827	88,715	90,513	90,054	89,735	89,802			
	累積剰余金	10.87%	11.05%	11.21%	11.07%	10.95%	10.89%			
	責任準備金に対する累積剰余金割合	18,566	1,888	1,799	▲ 6,144	▲ 1,230	▲ 868			
	当期末純利益	86,827	88,715	90,513	84,369	83,140	82,271			
3.0%	当期純利益	18,566	1,888	1,799	▲ 10,826	▲ 2,132	▲ 1,795			
	累積剰余金	10.87%	11.05%	11.21%	10.30%	10.07%	9.90%			
	責任準備金に対する累積剰余金割合	18,566	1,888	1,799	▲ 10,826	▲ 2,132	▲ 1,795			
	当期末純利益	86,827	88,715	90,513	79,688	77,556	75,760			
3.1%	当期純利益	18,566	1,888	11.21%	9.68%	9.34%	9.05%			
	累積剰余金	10.87%	11.05%	11.21%	9.68%	9.34%	9.05%			
	責任準備金に対する累積剰余金割合	18,566	1,888	11.21%	9.68%	9.34%	9.05%			
	当期末純利益	86,827	88,715	90,513	79,688	77,556	75,760			

	年度	年度								
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度			
現行	当期純利益	18,566	7,263	7,338	7,488	7,844	8,491			
	累積剰余金	86,827	94,090	101,428	108,916	116,760	125,251			
	責任準備金に対する累積剰余金割合	10.87%	11.72%	12.57%	13.43%	14.32%	15.30%			
	当期末純利益	18,566	7,263	7,338	5,265	5,607	6,205			
2.9%	当期純利益	86,827	94,090	101,428	106,693	112,300	118,505			
	累積剰余金	10.87%	11.72%	12.57%	13.12%	13.71%	14.36%			
	責任準備金に対する累積剰余金割合	18,566	7,263	7,338	▲ 419	4,694	5,265			
	当期末純利益	86,827	94,090	101,428	101,009	105,703	110,968			
3.0%	当期純利益	18,566	7,263	7,338	▲ 5,101	3,790	4,335			
	累積剰余金	10.87%	11.72%	12.57%	12.34%	12.81%	13.35%			
	責任準備金に対する累積剰余金割合	18,566	7,263	7,338	▲ 5,101	3,790	4,335			
	当期末純利益	86,827	94,090	101,428	96,327	100,117	104,451			
3.1%	当期純利益	18,566	11.72%	12.57%	11.70%	12.06%	12.48%			
	累積剰余金	10.87%	11.72%	12.57%	11.70%	12.06%	12.48%			
	責任準備金に対する累積剰余金割合	18,566	11.72%	12.57%	11.70%	12.06%	12.48%			
	当期末純利益	86,827	94,090	101,428	96,327	100,117	104,451			

	年度	年度								
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度			
現行	当期純利益	18,566	▲ 3,487	▲ 3,676	▲ 3,829	▲ 3,802	▲ 3,507			
	累積剰余金	86,827	83,340	79,664	75,835	72,033	68,527			
	責任準備金に対する累積剰余金割合	10.87%	10.38%	9.87%	9.35%	8.84%	8.37%			
	当期末純利益	18,566	▲ 3,487	▲ 3,676	▲ 6,052	▲ 6,039	▲ 5,791			
2.9%	当期純利益	86,827	83,340	79,664	73,613	67,574	61,783			
	累積剰余金	10.87%	10.38%	9.87%	9.05%	8.25%	7.49%			
	責任準備金に対する累積剰余金割合	18,566	▲ 3,487	▲ 3,676	▲ 11,736	▲ 6,948	▲ 6,721			
	当期末純利益	86,827	83,340	79,664	67,928	60,981	54,259			
3.0%	当期純利益	18,566	10.38%	9.87%	8.30%	7.39%	6.53%			
	累積剰余金	10.87%	10.38%	9.87%	8.30%	7.39%	6.53%			
	責任準備金に対する累積剰余金割合	18,566	▲ 3,487	▲ 3,676	▲ 16,418	▲ 7,849	▲ 7,645			
	当期末純利益	86,827	83,340	79,664	63,247	55,398	47,753			
3.1%	当期純利益	18,566	10.38%	9.87%	7.68%	6.67%	5.71%			
	累積剰余金	10.87%	10.38%	9.87%	7.68%	6.67%	5.71%			
	責任準備金に対する累積剰余金割合	18,566	10.38%	9.87%	7.68%	6.67%	5.71%			
	当期末純利益	86,827	83,340	79,664	63,247	55,398	47,753			

悲観シナリオ

清酒製造業退職金共済事業における給付経理の将来推計

(単位:百万円)

	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		当期純利益	32	▲ 37	▲ 38	▲ 39	▲ 38
メインシナリオ	当期純利益	2,449	2,411	2,373	2,334	2,297	2,260
	累積剰余金	112.42%	117.72%	123.67%	130.59%	138.76%	148.54%
	責任準備金に対する累積剰余金割合	32	▲ 22	▲ 24	▲ 24	▲ 23	▲ 23
楽観シナリオ	当期純利益	2,449	2,426	2,403	2,379	2,355	2,333
	累積剰余金	112.42%	118.45%	125.23%	133.06%	142.30%	153.32%
	責任準備金に対する累積剰余金割合	32	▲ 52	▲ 53	▲ 53	▲ 52	▲ 51
悲観シナリオ	当期純利益	2,449	2,396	2,343	2,290	2,239	2,188
	累積剰余金	112.42%	116.99%	122.13%	128.13%	135.25%	143.82%
	責任準備金に対する累積剰余金割合						

林業退職金共済事業における給付経理の将来推計

(単位:百万円)

	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		当期純利益	93	▲ 21	▲ 23	▲ 24	▲ 23
メインシナリオ	当期純利益	▲ 1,002	▲ 1,023	▲ 1,046	▲ 1,070	▲ 1,093	▲ 1,111
	累積剰余金	-6.88%	-7.06%	-7.28%	-7.51%	-7.74%	-7.94%
	責任準備金に対する累積剰余金割合	93	▲ 21	▲ 16	130	133	143
対策後	当期純利益	▲ 1,002	▲ 1,023	▲ 1,039	▲ 909	▲ 776	▲ 633
	累積剰余金	-6.88%	-7.06%	-7.23%	-6.36%	-5.46%	-4.48%
	責任準備金に対する累積剰余金割合						

	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		当期純利益	93	17	15	14	16
楽観シナリオ	当期純利益	▲ 1,002	▲ 985	▲ 971	▲ 956	▲ 941	▲ 919
	累積剰余金	-6.88%	-6.80%	-6.75%	-6.71%	-6.66%	-6.57%
	責任準備金に対する累積剰余金割合	93	17	22	249	257	272
対策後	当期純利益	▲ 1,002	▲ 985	▲ 963	▲ 714	▲ 457	▲ 185
	累積剰余金	-6.88%	-6.80%	-6.70%	-5.00%	-3.21%	-1.31%
	責任準備金に対する累積剰余金割合						

	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		当期純利益	93	▲ 59	▲ 61	▲ 62	▲ 61
メインシナリオ	当期純利益	▲ 1,002	▲ 1,061	▲ 1,122	▲ 1,184	▲ 1,245	▲ 1,300
	累積剰余金	-6.88%	-7.32%	-7.80%	-8.30%	-8.81%	-9.29%
	責任準備金に対する累積剰余金割合	93	▲ 59	▲ 53	12	13	19
対策後	当期純利益	▲ 1,002	▲ 1,061	▲ 1,114	▲ 1,102	▲ 1,090	▲ 1,070
	累積剰余金	-6.88%	-7.32%	-7.75%	-7.72%	-7.67%	-7.57%
	責任準備金に対する累積剰余金割合						

独立行政法人改革等に関する基本的な方針
(平成25年12月24日閣議決定)等(抜粋)

抜粋独立行政法人改革等に関する基本的な方針について(分科会報告書)	独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)
<p>III 独立行政法人の組織等の見直し</p> <p>2. 法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し</p> <p>① 金融業務 政策的手段として出融資、債務保証等の金融的手法を用いて行う事務・事業</p> <p>【法人と対象業務】 (内部ガバナンスの高度化) 日本学生支援機構、勤労者退職金共済機構、福祉医療機構、森林総合研究所、農業者年金基金、農林漁業信用基金、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、中小企業基盤整備機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、奄美群島振興開発基金</p> <p>(金融庁検査の導入) 福祉医療機構(福祉貸付、医療貸付)、農林漁業信用基金(農業信用保険、林業信用保証、漁業信用保険)、中小企業基盤整備機構(高度化事業融資)、奄美群島振興開発基金(債務保証融資)</p> <p>【制度・運用の見直し事項】 金融業務を行う法人の財務の健全性及び適正な業務運営の確保のためには、法人の内部体制等が整備されていることが前提であることから、内部ガバナンスの高度化及び金融庁検査の導入を図る。</p> <p>(内部ガバナンスの高度化)</p> <p>○ 金融業務のリスクを的確に管理するための内部規程等を整備するとともに、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会等を設置し、法人の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。</p> <p>○ 業務の適正性を日常的に確保するため、業務執行やリスク管理を監視する内部組織(監査部等)を設置する。また、監事のうち1名は原則として常勤とする。</p> <p>○ 審査、回収等の金融業務機能の強化を図る観点から、外部専門家等による職員研修を拡充することとし、その実施方針を策定する。</p> <p>○ 金融業務の透明性を確保する観点から、事業別の収支情報等を情報開示する一方、法人の行う金融業務の高い公共性に鑑み、役職員の守秘義務規定を設ける。</p>	<p>III 独立行政法人の組織等の見直し</p> <p>3. 法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し</p> <p>① 金融業務 政策的手段として出融資、債務保証等の金融的手法を用いて行う事務・事業</p> <p>【制度・運用の見直し事項】</p> <p>○ 金融業務のリスクを的確に管理するための内部規程等を整備するとともに、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会等を設置し、法人の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。</p> <p>○ 業務の適正性を日常的に確保するため、業務執行やリスク管理を監視する内部組織(監査部等)を設置する。また、監事のうち1名は原則として常勤とする。</p> <p>○ 審査、回収等の金融業務機能の強化を図る観点から、外部専門家等による職員研修を拡充することとし、その実施方針を策定する。</p> <p>○ 金融業務の透明性を確保する観点から、事業別の収支情報等を情報開示する一方、法人の行う金融業務の高い公共性に鑑み、役職員の守秘義務規定を設ける。</p>

(金融庁検査の導入)

○ (略)

○ (略)

IV その他新たな独立行政法人制度及び組織への移行に当たっての措置等

(略)

○ この改革に必要な措置については、法改正を伴わず早期に対応可能な措置は速やかに実施し、独立行政法人通則法改正など制度面での措置は平成27年4月からの改革実施を目指す。その他各法人の統廃合等に係る措置については平成27年4月以降可能な限り早期の改革実施を目指して迅速に講ずるものとし、具体的な実施時期については主務省等における検討状況を踏まえ、平成26年夏を目途に行政改革推進本部において決定することとする。

(略)

各法人等について講ずべき措置（別紙）

厚生労働省所管

【勤労者退職金共済機構】

○ 本法人は、中小企業退職金共済制度（国が法令により退職金や掛金等の事項を決定）の運営及び勤労者の計画的な財産形成の促進業務を行っており、中期目標管理型の法人として位置付けることが適当である。

○ 財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るべきである。特に、中小企業退職金共済事業において、かつて多額の累積欠損金が生じる状況があったことを踏まえ、外部の専門家による監視体制の強化等の実効性あるリスク管理体制を整備することが必要である。

○ 中小企業退職金共済事業について、住基ネットの活用による未請求退職金発生防止対策の強化及び退職金の支給要件である加入期間の見直しによる短期離職者への対応の強化に加え、従業員が転職した場合においてその前後の掛金納付月数を通算する企業間通算及び特定退職金共済事業・確定拠出年金制度との間で事業主が納めた掛金等に相当する資産を引き渡す制度間通算の拡充によるポータビリティの向上等を通じた事務の効率化を進めることを通じ、当該事業における事務費の国庫補助の縮減を図るべきである。

各法人等について講ずべき措置（別紙）

厚生労働省所管

【勤労者退職金共済機構】

○ 中期目標管理型(注)の法人とする。

(注)国民向けサービス等の業務の質の向上を図ることを目的とし、中期目標管理により高い自主性・自律性を発揮しつつ事務・事業を行う法人。

○ 財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。特に、中小企業退職金共済事業における資産の運用実績を踏まえ、実効性あるリスク管理体制を整備する。

○ 中小企業退職金共済事業について、未請求退職金発生防止及び短期離職者対策の強化に加え、転職した際の退職金の通算措置期間の延長等を通じた事務の効率化を進め、当該事業における事務費の国庫補助の縮減を図る。

建設業退職金共済制度における検討の課題について

「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）等において検討することとされている、累積剰余金の在り方及び退職金支給要件である掛金納付月数の緩和については、労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会において、平成20年9月から検討を行い、精力的に議論を深めてきたところであるが、その結果は下記のとおりである。

記

1. 累積剰余金の在り方

- 累積剰余金の発生要因としては、平成15年の将来推計（悲観的シナリオ）において見込んでいた運用利回りと実際の運用利回りとの差が考えられるところである。勤続期間が短かったことにより退職金として支給されなかった額については、長期勤続者の退職金を手厚くするための原資に充てられることとされており、累積剰余金の発生要因となるものではない。
- 累積剰余金は、平成18年度末には821億円あったが、平成19年度はサブプライムローン問題、平成20年度は米国の大手金融機関の破綻に端を発する金融危機の拡大や世界的な実体経済の急激な悪化を背景とした市場の低迷等により、この2年間で351億円にまで減少している。
- 建設労働者の福祉の増進を図るためには、事業を安定的に運営することが肝要であり、平成20年度の単年度で356億円の欠損となったことを踏まえると、経済情勢の変動する中で安定した制度運営を行うためには現状程度の累積剰余金をもつことが望ましい。
- 以上を踏まえると、現在、累積剰余金を積極的に取り崩す状況にはない。
- なお、累積剰余金の原資は、従業員の退職金の支給のために、過去に事業主が納付した掛金、運用益等であり、将来的に従業員に還元されるべき性格のものである。

2. 退職金支給要件である掛金納付月数の緩和

- 建設業退職金共済制度など特定業種退職金共済制度は、業界退職金の創設をねらいとするものであり、従業員がその業種で従事する期間が一般の中小企業退職金共済制度における一企業での勤続期間より長いと考えられることから、不支給期間を2年とするとともに、これによる差額を長期勤続者に振り向けてきたところである。
- 建設業退職金共済制度について、1で述べたように、累積余剰金の問題と不支給期間の問題を切り離して考えるとしても、今後の制度のあり方として、不支給期間を現行のままとすべきか、それとも短縮すべきかは、検討の余地のある問題である。
- この点については、労働側委員からは、不支給期間を短縮することが、制度の魅力を高め、加入者の増加につながるとの考え方が示された。

建設業を取り巻く経済環境が厳しく、短期間に業界からの退職を余儀なくされている建設労働者が多数存在していることから、不支給期間を短縮すべきとの見解もあった。
- 一方、短縮すべきとの見解に対しては、以下のような反論があった。すなわち、建設業退職金共済制度創設の経緯としては、技能工不足に対応するため、建設業を魅力ある職場とすることにより多くの若者を入職させ長く定着させることが必要であったという事情がある。現在でも、当該制度に、技能労働者の建設業界への定着促進機能が期待されていることに変わりはない。この定着促進機能を考えると、不支給期間の短縮は望ましくない。
- このように、不支給期間の短縮については賛否両論が見られるところであるが、退職金額に係る利回りの引上げが困難な現下の経済情勢の下では、不支給期間を短縮するためには、長期勤続者の退職金額を少なからず減少させなければならない。当該制度の安定的な運用という観点からは、長期勤続者の期待利益を害することには慎重である必要がある。したがって、現時点において直ちに不支給期間の短縮を行うことは適切ではない。

- しかしながら、建設業を取り巻く経済環境は、右肩上がりの成長が続いていた制度の創設時とは異なり、先行き不透明なものとなっており、多数の労働者が短期間で業界からの退出を余儀なくされている状況にあることを軽視すべきではない。

したがって、現時点で直ちに不支給期間を短縮することはしないとしても、制度のあり方として、今後とも不支給期間を現行のままとすべきかどうかについては、短期間に業界からの退職を余儀なくされている労働者の状況、長期勤続している被共済者の状況、さらには当該制度の財政状況等を勘案しながら、当部会において引き続き検討を行うこととする。

- なお、法律上、建設業退職金共済制度は「特定業種退職金共済制度」であり、その制度のあり方を検討するためには、他の「特定業種退職金共済制度」である清酒製造業退職金共済制度と林業退職金共済制度のあり方も併せて検討を行う必要がある。

したがって、建設業退職金共済制度における不支給期間の短縮の是非を検討するに当たっては、清酒製造業や林業における労働者の在職期間を含めた就労実態、各制度の財政状況等についても併せて検討する必要がある。

平成17年10月1日

累積欠損金解消計画

独立行政法人勤労者退職金共済機構
林業退職金共済事業本部

1 計画の基本的考え方

(1) 累積欠損金発生経緯

林業退職金共済事業（以下「林退共」という。）において累積欠損金は平成8年度末に307百万円を計上した後、市場金利の低下に伴って増加傾向で推移し、独立行政法人となった平成15年10月時点で2,137百万円となった。これは、予定運用利回り（中小企業退職金共済法第43条第5項に基づく退職金額の算定基礎となる率）が市場金利や平均運用利回りを上回る水準に定められていたためであるが、平成15年10月に予定運用利回りが2.1%から0.7%に引き下げられ、その後、市場環境の好転を背景に15事業年度366百万円、16事業年度120百万円の当期利益金を確保し、平成16年度末では累積欠損金が1,650百万円に縮小した。

(2) 計画の性格

累積欠損金をできる限り早期に解消し財務内容の健全化を図ることは、制度の持続的な運営に当たっての最重要課題である。かかる考え方のもとに現行の中期目標・計画（平成15年10月～20年3月）も策定されているが、平成16年12月10日、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会より累積欠損金の解消に向け明確な目標の下で削減に努めることが重要との意見が提出された。また、平成17年3月17日、厚生労働省労働基準局長から機構に対して「中小企業退職金共済制度の運営改善について」の通知が出された。このため、本計画を策定し、累積欠損金の解消に当たっての具体的な解消年限、中期計画期間内の解消目標額及び年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額を明らかにするとともに、具体的な対策の基本となる考え方を示すこととするものである。

なお、本計画については、経済情勢の変化や目標達成の進捗状況等を踏まえ中期計画策定時等において必要な見直しを行う。

(3) 計画の前提

① 予定運用利回り

年 0.7%

② 責任準備金推計値

別表のとおり。

なお、責任準備金推計に当たって必要となる掛金収入、退職給付金等は、近年の加入者数の動向等を勘案し、直近3か年のデータにより推計した。

③ 計画の始期

平成17年度を初年度とする。

2 計画の課題

(1) 累積欠損金の解消年限

解消年限の分析結果によれば、平成30年度末で概ね50%の確率で解消できることとなっているが、達成可能な目標として設定するにはより確実性を担保する必要があり、このため一定期間解消年限を延長することが適当である。

また、単年度の収支はその時点の運用環境の動向に左右されることから、解消目標額は単年度ごとではなく、一定の期間内に設定すべきであること、機構はその運営に当たり中期目標の下に策定された中期計画の履行状況を評価されることに鑑み、累積欠損金の計画的解消の目標年限は中期計画期間を念頭に定めることが望ましい。

以上のことから、現行中期計画を踏まえ次期以降の中期計画期間を5年と想定して、累積欠損金の解消年限は平成17年度を始期として、第4期中期計画終了時の34年度末までの18年間とする。

(2) 中期計画期間内の解消目標額及び年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額

平成16年度末の累積欠損金1,650百万円を18年間で解消する場合、各期間均等に解消していくこととすれば年間約92百万円となる。

したがって、年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額は92百万円とし、中期計画1期間（5年間）当たりの解消目標額は460百万円とする。

(3) 達成すべき運用利回り（目安）

達成すべき運用利回り（目安）は、予定運用利回り 0.7%に加えて、年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額に相当する収益が必要となることから、1.33%とする。

3 累積欠損金の解消を図るための措置

(1) 収益改善に係る方策

① 健全な資産運用

資産運用の基本方針に定めた基本原則・運用目的に基づき、予定運用利回りを前提に中期的に林退共制度の健全性の向上に必要な収益の確保を目指し、最適な資産配分である基本ポートフォリオの選定及び維持管理に努め、安全にして効率的な資産運用を実施する。

また、資産運用の実績を的確に評価し、健全な資産運用を実施するため、外部の専門家から運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に運用実績の評価を受け、評価結果を事後の資産運用に反映させる。

② 積極的な加入促進

関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、費用対効果を考慮しつつ以下を中心に加入促進対策を効果的・機動的に実施する。

イ 広報資料等による周知広報活動

- ・ 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット等の広報資料を配布するとともに、ホームページを活用して共済制度の周知広報を実施する。
- ・ 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ共済制度に関する記事の掲載を依頼する。

ロ 各種会議、研修会等における加入勧奨等

- ・ 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度の周知広報を依頼する。

ハ 個別事業主に対する加入勧奨等

- ・ 機構が委嘱した普及推進員による相談業務等を通じて個別事業主に対する加入勧奨を行う。

- ・ 林業に係る関係事業主団体の協力を得て、未加入事業主名簿を整備し、加入勧奨を行う。

ニ 集中的な加入促進対策の実施

- ・ 厚生労働省の協力を得て、毎年度、加入促進強化月間を設定し、月間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開するとともに、共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する表彰を行う。
- ・ 林業関係団体との連携強化を図り、本制度の周知徹底により、加入促進と履行の確保の実施。特に、各団体ごとの未加入事業主リストを提示し、団体として加入促進に取り組むよう要請を行う。

ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施

- ・ 独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実を働きかける。
- ・ 「緑の雇用」の実施にあたり、林退共制度への加入について事業者に指導するよう関係機関に要請を行う。

(2) 経費節減の方策

可能な限り契約方式を一般競争入札に変更するとともに、退職金共済事業の各業務の見直しを行い、事務の効率化に伴って全体の経費節減を図ることによって給付経理から業務経理への繰入額を節減し、累積欠損金の解消に充てる。

別表

(単位：百万円)

年度	責任準備金
17	15,330
18	14,604
19	13,903
20	13,230
21	12,589
22	11,983
23	11,415
24	10,887
25	10,411
26	9,962
27	9,570
28	9,228
29	8,941
30	8,708

厚生労働省労働基準局長

中野 雅之 殿

林業退職金共済事業の安定的な
運営に向けての要望

平成26年7月3日

一般社団法人日本林業協会

会長 前田 直登

林業退職金共済事業（林退共）は、林業労働力を確保するため、労働条件の改善、福祉制度の整備が急務であるとの認識の下に、林業界の熱意と関係機関の協力を基に創設されたものであり、林業に従事する期間雇用の従業員の確保やその退職後の生活の安定に大きな役割を果たしてきました。

今後、本格的な主伐期を迎え、再造林及び保育の作業量が増加すると見込まれる中で、期間雇用の従業員向けの事業である林退共の役割は引き続き大きく、制度として維持し、安定的な運営を図ることは、林業界にとって重要な課題であります。

こうしたことから、当協会では、林業退職金共済事業の安定的な運営に向けての検討を行い、今般、別添の報告書を取りまとめたところです。本報告書においては、林退共を制度として維持することを第一に考えて、財政の安定化に向けて、予定運用利回りの引下げ及び事業主負担である掛金日額の引上げもやむを得ないこととするとともに、退職者数を新規加入者数が上回る状況になるよう、林業界をはじめとした関係者あげて加入促進に努めるべきとするなど、林業界としても危機意識を持って取り組むこととしているところです。

このような事情を御賢察いただき、国としても林退共が制度として存続し、その安定的な運営を確保するための支援が十分に行われるよう、下記の事項を要望します。

記

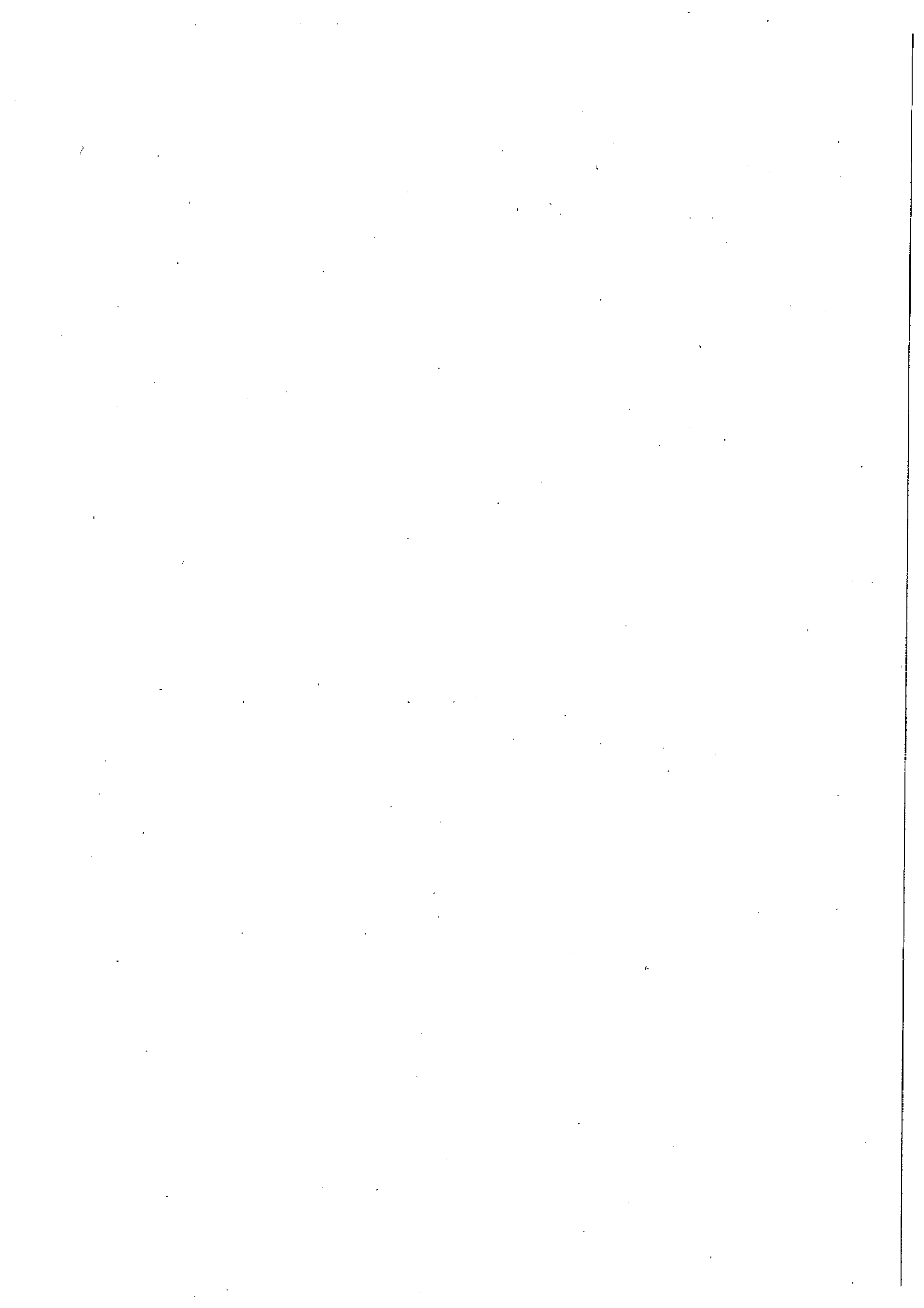
1. 林退共の安定的な運営に必要な掛金助成及び基幹的業務費補助については、引き続き、国の支援を確保すること。
2. 林退共の厳しい財政状況を踏まえ、予定運用利回りの見直しをはじめとした制度改正については早期に措置していただくとともに、当該見直しにあたり必要な経費については国による支援を行うこと。
3. 林退共への加入促進に向けて、関係機関が十分に連携を図り、林業労働力確保施策の強化に取り組むことに加え、林業事業者が林退共に加入するインセンティブ措置の充実等を図ること。

別添

**林業退職金共済事業の安定的な
運営に向けて（報告書）**

平成26年7月3日

**（一社）日本林業協会林業労働力対策部会
（林業退職金共済事業の安定的な
運営に向けた検討委員会）**



林業退職金共済事業の安定的な運営に向けて

1 林退共の在り方についての基本的認識

(1) 基本的認識

林業退職金共済事業（以下「林退共」という。）は、林業労働力を確保するため、労働条件の改善、福祉制度の整備が急務であるとの認識の下に、林業界の熱意と関係機関の協力を基に昭和57年に創設された。以後、林業に従事する期間雇用の従業員の確保やその退職後の生活の安定に大きな役割を果たしてきたところであるが、近年、林退共の加入者は減少傾向で推移しており、当面厳しい状況が続くことが懸念される。

一方、今後、本格的な主伐期を迎え、再造林及び保育の作業量が増加すると見込まれる中で、期間雇用の従業員向けの制度である林退共の役割は引き続き大きい。今後とも林退共を制度として維持し、安定的な運営を図ることは、林業界にとって重要な課題である。

(2) 財政問題の存在

平成元年度以降、実際の運用利回りが予定運用利回りを下回る状況が続き、平成8年度以降、累積欠損金が発生している。

これに対応するため、累次にわたり予定運用利回りの引下げ等を行うとともに、「累積欠損金解消計画」（平成17年度独立行政法人勤労者退職金共済機構策定）に基づき、累積欠損金の平成34年度末の解消を目指し計画的に取り組んできたが、平成20年度以降、リーマン・ショックの発生等により、経費節減努力にもかかわらず、遅れが発生している。

※中小企業退職金共済制度は一般の退職金共済事業（以下「一般中退」という。）及び特定業種退職金共済事業で計4つ。一般中退が平成24年度末で累積欠損金を解消し、林退共のみが引き続き累積欠損金を抱えている。

※林退共本部経費を既に約6割削減する等業務全般にわたり経費節減に努力している。

また、今後については、運用資産残高の減少が見込まれる中で、市場環境によっては、単年度赤字も発生し、累積欠損金の解消が計画どおり進まなくなるおそれがある等さらに厳しい見通しとなっており、このような財政問題が深刻化することとなれば、安定的な運営に支障が生じ、林退共を制度として維持することも困難となるおそれがある。

2 林退共をめぐる現状と課題

(1) 財政運営における現状と課題

① 掛金収入（加入者数×就労日数×掛金日額（460円））

掛金収入は加入者数が長期的に減少傾向で推移する中で、概ね横ばい傾向で推移している（平成24年度の掛金等収入（掛金及び一般中退等の受入）は約15.4億円）。

運用資産の減少が続く中で、林退共の安定的な運営を確保するために、一定の掛金収入を確保することが課題である。

※掛金収入の増加は、制度上、責任準備金（将来の退職金の支払いのために積み立てておくべき額）の増加にもなることから、収支の改善には中立的であるが、運用資産を増やす効果がある。

② 運用収入（運用資産額×収益率）

運用収入は、資産配分及び市場環境に応じて大きく変動している（平成24年度は約3.9億円）。

これまで資産規模が小さいこと、累積欠損金を抱えていること等を考慮し、他の退職金共済制度と比べて安全性を重視し、期待収益率を低く抑えた運用を行っており、現在の期待収益率は、累積欠損金を計画どおり解消しうる採算利回りを下回っている。

資産規模が小さい中で、適切なリスク管理を行いつつ、どのように運用収入の増加を図るかが課題である。なお、林退共の資産運用をめぐる環境は、現行の基本ポートフォリオを定めた平成15年当時と大きく変化しており、これにどう対応していくかも課題である。

※世界経済が堅調に推移している中で、「中長期の経済財政に関する試算」（平成26年1月20日内閣府）によれば、我が国の今後10年（2013～2022年度）の平均成長率は実質2%程度、名目3%程度となるほか、物価上昇率も中期的に2%近傍で安定して推移するとされている。

③ 退職金給付（1人あたり退職金額（予定運用利回り0.7%に基づき算定）×退職者数）

退職金給付については、近年は概ね16億円～19億円の間で推移している（平成24年度は約19.6億円）。

資産が今後減少する見通しの中で、累積欠損金を着実に解消し、制度の維持を図るためには、費用の大きな割合を占める退職金給付の取扱いが課題である。

④ 業務費用

業務費用は、林退共本部における人件費、一般管理費及び事業関係費並びに支部への業務委託費により構成されている。

※平成26年度予算における、給付経理からの繰入により支払う業

務費用は約 8,800 万円（うち本部の人件費 4,800 万円、一般管理費及び事業関係費 1,000 万円、支部への業務委託費 3,000 万円）。資産が今後減少する見通しの中で、資産に占める業務費用の割合を増加させないための取組が課題である。

(2) 新規加入における現状と課題

林退共の新規加入者については、平成 9 年度以降、平成 22 年度を除き、新規加入者数を退職者数が上回り、特に、平成 24 年度、平成 25 年度は機構が中期計画で定める目標数（2,100 人）を大きく下回るなど、近年厳しい状況にある。

全体的な労働力不足、建設業との競合等厳しい状況が懸念される一方、素材生産、造林等の事業量の増加が見込まれる中で、どのように対応していくかが課題である。

3 今後の対策

(1) 基本的な考え方

以下の (2)、(3) の対策を総合的に講じて財政の安定化等を図ることにより、当初計画どおり平成 34 年度末の累積欠損金解消を目指し、もって制度の安定化を図るべきである。

(2) 財政の安定化に向けた対策

① 予定運用利回りの引下げ及び掛金日額の引上げ

林退共を制度として維持することを第一に考えた場合、退職金給付の算定基礎になっている予定運用利回りについて、毎年度の当期損失金が発生しない（累積欠損金が増大しない）程度の水準に引き下げるべきである。

ただしこれは、制度の魅力を減じ、加入促進の障害ともなることが懸念されることから、具体的な水準の設定に当たっては慎重に検討するとともに、現行の退職金給付水準の維持を図るため、事業者が負担している掛金日額の引上げもあわせて行うべきである。

② 業務費用（本部・支部）の縮減

林退共本部における経費及び支部への業務委託費について、業務体制の確保に十分留意しつつ、当分の間縮減すべきである。

③ 資産運用の見直し

運用収入の増加を図るため、適切なりスク管理を行いつつ、専門家の意見を踏まえた上で、資産運用について期待収益率の引上げを行うとともに、運用費用の削減を図れないか検討すべきである。その際、一般中退との合同運用についてもあわせて検

討すべきである。

(3) 加入促進等に向けた対策

制度を安定的に運営していくためには、退職者数を新規加入者数が上回る状況になるよう、関係者あげて加入促進及び履行確保に努めるべきである。

4 国による支援の強化

(1) 基幹的な経費に対する支援等

今後とも制度の安定的な運営を図るために必要な経費（掛金助成、基幹的業務費補助）について、国の助成を確保するよう求めていくことが必要である。

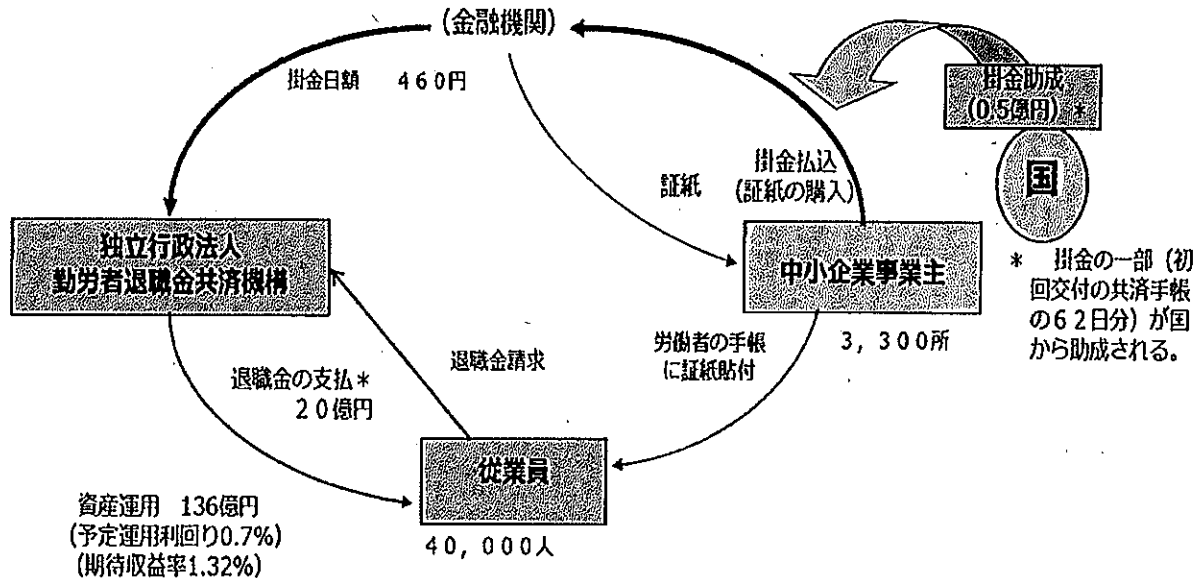
併せて、現下の林退共の厳しい財政状況を踏まえ、予定運用利回りの引下げ及び掛金日額の引上げは早期に実施すべきであり、この見直しにあたり必要な経費については国の支援を求めていくことが必要である。

(2) 加入促進に向けた支援

業務費用の縮減を行う中で加入促進を的確に実施していくためには、林業労働力確保施策の強化に加え、林業事業体が林退共に加入するインセンティブ措置の充実等を国に求めていくことが必要である。

(資料1) 林退共の概要

- 林業の中小企業において期間雇用される従業員を対象とし、現場で働く期間雇用者が所持する共済手帳に事業主が雇用日数に応じ共済証紙を貼付し、当該期間雇用者が業界から引退した時に、独立行政法人勤労者退職金共済機構から直接当該期間雇用者に退職金が支給される仕組み。



* 被共済者が林業から引退することを決めて退職金を請求した場合に支給 (一般中退等への移動通算等を含む)

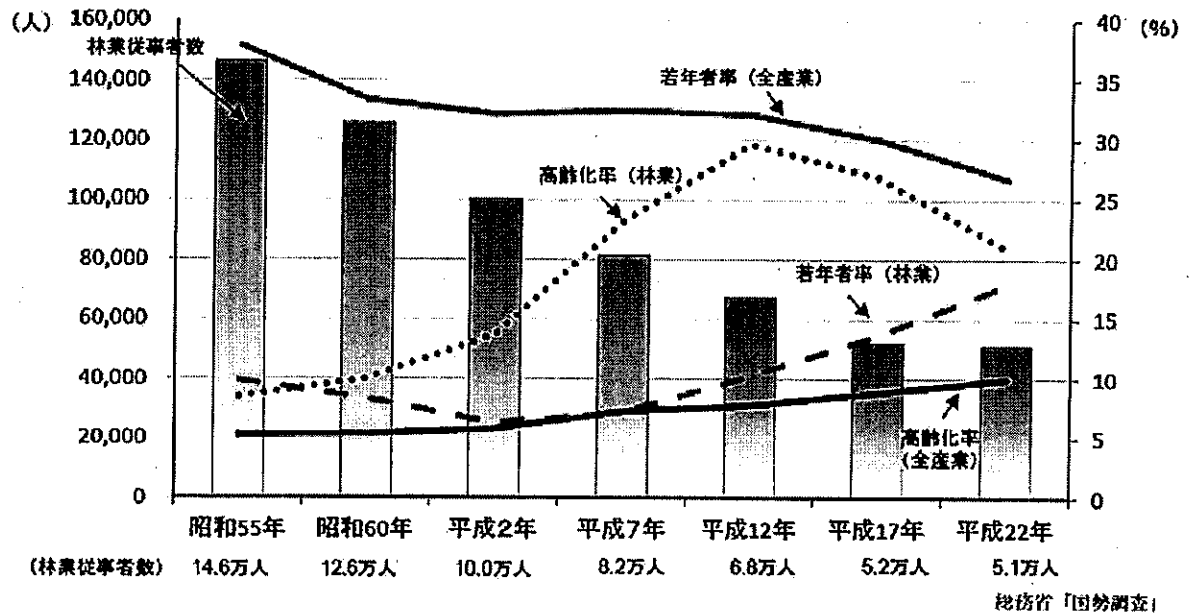
※ 数値は平成24年度時点

(参考) 他制度との比較

	林退	一般中退	建退	清退
予定運用利回り	0.7%	1.0%	2.7%	2.3%
掛金日額	460円	—	310円	300円
累積剰余金 (24年度末)	▲10.9億円	539億円	683億円	24億円
期待収益率	1.32%	2.60%	1.73%	1.26%

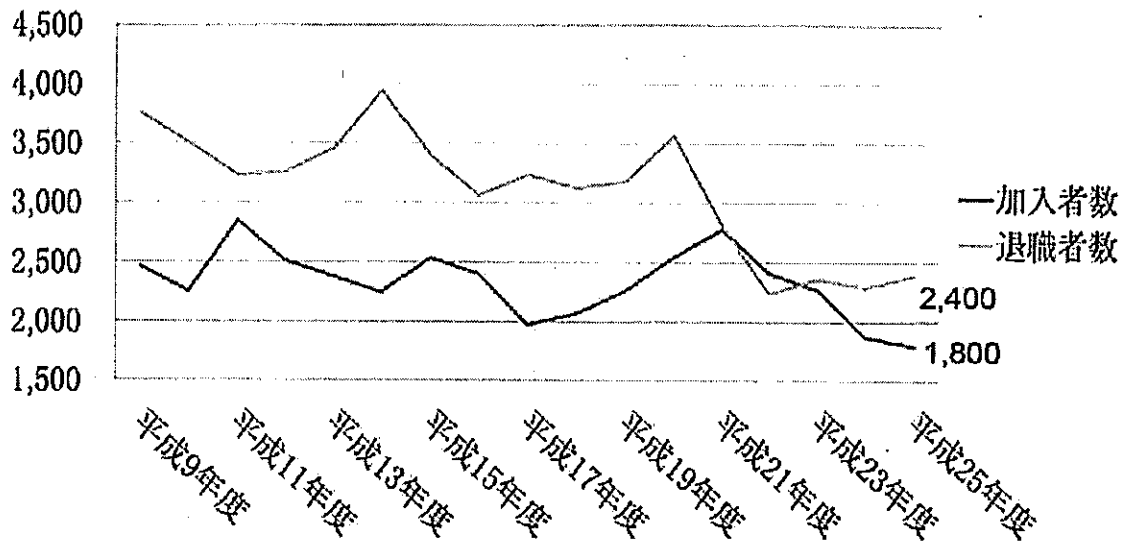
(資料2) 林業の就労実態

- 林業従事者数は、長期的には減少傾向で推移し高齢化も進行してきたが、近年は、平成15年度から開始した「緑の雇用」事業の成果もあり、若年層の割合が増加。



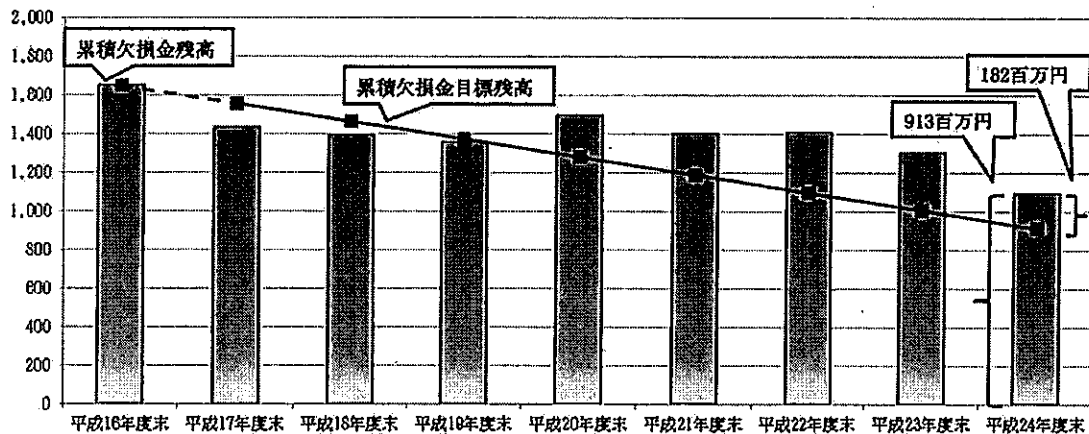
(資料3) 林退共の新規加入者及び退職者数の推移

- 平成9年度以降、平成22年度を除き、新規加入者数を退職者数が上回っている。



(資料4) 林退共の累積欠損金の推移

- 平成17年度に累積欠損金の計画的な解消を図るために機構が策定した「累積欠損金解消計画」に基づく累積欠損金の解消についても、現時点で遅れがみられるなど厳しい状況。



※ 累積欠損金残高目標額は、平成16年度末現在の累積欠損金残高から解消目標額92百万円を年度ごとに解消した額として算定した。
 ※ 累積欠損金残高等は小数点以下四捨五入である。

(資料5) 林退共財政の将来見通し

- 林退共について自然体で将来推計を行った場合、資産残高が大きく減少する一方で、単年度赤字も発生するおそれ。

年度	平成24年度	→	平成30年度
当期純利益	2.0億円		△0.1～△0.3億円
累積欠損金	11.0億円		10.2～12.4億円
(累積欠損金目標残高)	(9.1億円)		(3.6億円)

(参考)

林業退職金共済制度の安定的運営に向けた検討委員会について

1. 趣旨

- (1) 林業退職金共済制度（以下「林退共」という。）については多額の累積欠損金を抱えてその安定的運営が課題となっている中で、今夏に厚生労働省において5年に一度の財政検証が予定されていることをうけて、平成26年3月13日に開催された独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の林業退職金共済事業第27回運営委員会において、「今後の制度運営に関する意見交換の場」を設定することとされたところである。
- (2) この件について、機構及び厚生労働省が、林業関係団体の取りまとめ役である（一社）日本林業協会（以下「協会」という。）及び林野庁と協議した結果、林退共の安定的運営は林業労働における重要課題の一つであるとの認識の下に、まず、協会の下に設置されている林業労働力対策部会（以下「部会」という。）内に検討委員会を設けて検討を行い、その上で、運営委員会が当該検討に基づく報告を受けて意見交換することが適当であるとされたところである。

2. 検討委員会の取組事項

- (1) 林退共の財政状況等のヒアリング
- (2) (1)を踏まえてとるべき対応策の検討
- (3) 報告書の作成及び運営委員会への提出

3. 検討委員会の参集者

(1) 委員

全国森林組合連合会	常務理事	岩田茂樹
全国木材組合連合会	副会長	島田泰助
（第1回から第3回まで 尾藪春雄）		
全国素材生産業協同組合連合会・		
全国国有林造林生産業連絡協議会	専務理事	中村勝信
日本林業経営者協会	事務局長	絹川 明

(2) オブザーバー

勤労者退職金共済機構	林業事業部長	坂牧將勅
厚生労働省労働基準局勤労者生活課	課長	松原明紀
林野庁林政部経営課林業労働対策室	室長	井出光俊

4. スケジュール

第1回 (4月10日)

① ヒアリング

- ・ 林退共の概要及び現状 (厚生労働省)
- ・ 林退共の財務状況及び加入促進等の取組状況 (機構)
- ・ 林業労働をめぐる現状及び今後の見通し (林野庁)

② 意見交換

第2回 (4月24日)

① 第1回の宿題

② 意見交換

第3回 (5月9日)

① 論点整理

第4回 (6月10日)

① 報告書案

第5回 (6月24日持ち回り開催)

① 報告書取りまとめ

5. 検討委員会の運営

部会は、検討委員会の運営に当たっては、機構、厚生労働省及び林野庁の協力を得るものとする。

参照条文

○中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）（抄）

（退職金）

第十条 機構は、被共済者が退職したときは、その者（退職が死亡によるものであるときは、その遺族）に退職金を支給する。ただし、当該被共済者に係る掛金の納付があつた月数（以下「掛金納付月数」という。）が十二月に満たないときは、この限りでない。

2 退職金の額は、次の各号に掲げる掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 二十三月以下 被共済者に係る納付された掛金の総額を下回る額として、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定める額（退職が死亡による場合にあつては、被共済者に係る納付された掛金の総額に相当する額として、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定める額）
- 二 二十四月以上四十二月以下 被共済者に係る納付された掛金の総額に相当する額として、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定める額

- 三 四十三月以上 次のイ及びロに定める額を合算して得た額
- イ 被共済者に係る納付された掛金の総額を上回る額として、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定める額
- ロ 計算月（その月分の掛金の納付があつた場合に掛金納付月数が四十三月又は四十三月に十二月の整数倍の月数を加えた月数となる月をいう。以下この号及び第四項において同じ。）に被共済者が退職したものとみなしてイの規定を適用した場合に得られる額（第四項において「仮定退職金額」という。）に、それぞれ当該計算月の属する年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）に係る支給率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを円に切り上げるものとする。）を合算して得た額

3 (略)

4 第二項第三号口の支給率は、厚生労働大臣が、各年度ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、当該年度の前年度の運用収入のうち同号口に定める額の支払に充てるべき部分の額として算定した額を当該年度に計算月を有することとなる被共済者の仮定退職金額の総額で除して得た率を基準として、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに、労働政策審議会の意見を聴いて定めるものとする。

5 被共済者がその責めに帰すべき事由により退職し、かつ、共済契約者の申出があつた場合において、厚生労働省令で定める基準に従い厚生労働大臣が相当であると認めるときは、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、退職金の額を減額して支給することができる。

（退職金）

第四十三条 機構は、被共済者が次の各号の一に該当するときは、その者に係る特定業種掛金納付月数（当該被共済者に係る特定業種退職金共済契約に基づき掛金の納付があつたすべての日数（その者が既に退職金の支給を受けたことがある者である場合においては、その退職金の額の算定の基礎となつた日数を除く。）を当該特定業種に従事する者の就労状況を考慮して政令で定める方法により月数に換算したものをいう。以下同じ。）に応じて、退職金を支給する。ただし、特定業種掛金納付月数が二十四月（被共済者が第一号又は第二号イに該当するときは、十二月）に満たないときは、この限りでない。

- 一 死亡したとき。
- 二 退職した後再び被共済者となることなくして次のいずれかに該当するとき。
- イ 死亡したとき。

ロ 負傷又は疾病により当該特定業種に属する事業に従事することができない者となつたとき。

ハ 当該特定業種に属する事業の事業主でない事業主に雇用されるに至つたとき、その他厚生労働省令で定める場合に該当するに至つたとき。

三 前号ロ又はハに該当した後退職したとき。

2 共済契約者が中小企業者でない事業主となつたとき（前条第二項ただし書の承認があつた場合を除く。）又は当該特定業種に属する事業の事業主でなくなつたときは、前項第二号又は第三号の規定の適用については、当該被共済者は、退職したものとみなす。

3 被共済者がその者を現に雇用する事業主に期間を定めないうで雇用されるに至つたときは、その者は、第一項第二号ハに該当したものとみなす。

4 被共済者が第一項第一号又は第二号イに該当したことによる退職金は、当該死亡者の遺族に支給する。

5 退職金の額は、掛金の日額及び特定業種掛金納付月数に応じ、かつ、第十条第二項の退職金の額の算定の方法その他の事情を勘案して、特定業種ごとに、政令で定める。

（掛金）

第四十四条 掛金は、日を単位として定めるものとし、その額は、被共済者一人につき、三百円以上八百円以下の範囲において、特定業種退職金共済規程で定める。

2 掛金の日額には、十円未満の端数があつてはならない。

3 掛金の日額は、特定業種ごとに、単一の金額でなければならぬ。

4 共済契約者は、被共済者に賃金を支払うつど、退職金共済手帳に退職金共済証紙をはりつけ、これに消印することによつて掛金を納付しなければならない。

5 退職金共済手帳、退職金共済証紙その他掛金の納付に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（特定業種退職金共済規程）

第七十一条 機構は、特定業種退職金共済規程をもつて次に掲げる事項を規定しなければならない。

一 運営委員会に關する事項

二 特定業種退職金共済契約に係る掛金に關する事項

2 特定業種退職金共済規程の変更は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（区分経理）

第七十四条 機構は、次に掲げる業務ごとに（第二号に掲げる業務にあつては、それぞれの特定業種に係る業務ごとに）経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 一般の中小企業退職金共済業務（退職金共済業務のうち次号に掲げるもの以外のものをいう。）及びこれに附帯する業務

二 特定業種退職金共済業務及びこれに附帯する業務

三 第七十条第二項に規定する業務

2 機構は、第四十六条第一項又は第五十五条第一項若しくは第四項の規定により繰入れをする場合を除き、前項の規定により設けられている一の勘定から他の勘定への資金の融通を行つてはならない。

（余裕金の運用の特例）

第七十七条 機構は、退職金共済業務に係る業務上の余裕金を運用するに当たつては、次に掲げる方法以外の方法によつてはならない。

一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他厚生労働大臣

の指定する有価証券の取得

二 銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関又は信託会社への信託（運用方法を特定する信託（金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）との投資一任契約（同条第八項第十二号ロに規定する契約をいう。）であつて政令で定めるものの締結によるものを除く。）については、厚生労働大臣の指定するものに限る。）

四 厚生労働大臣の指定する不動産の取得

五 被共済者を被保険者とする生命保険（特定業種余裕金以外の退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用にあつては被保険者の退職を、特定業種余裕金の運用にあつては被保険者が第四十三条第一項各号（同条第二項及び第三項の規定により適用する場合を含む。）に掲げる事由に該当することをそれぞれ保険金の支払事由とするものに限る。）の保険料の払込み

六 財政融資資金への預託

2 前項第三号の規定による信託の終了又は一部の解約により機構に帰属することとなる信託財産（金銭及び同項第一号に規定する有価証券を除く。）は、直ちに、同項第三号に掲げる方法により運用しなければならない。

3 退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用については、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、できるだけ中小企業者の事業資金又はその従業員の福祉を増進するための資金に融通されるように配慮されなければならない。

4 機構の退職金共済業務については、通則法第四十七条の規定は、適用しない。

（余裕金の運用に関する基本方針等）

第七十八条 機構は、退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用に関して、運用の目的その他厚生労働省令で定める事項を記

載した基本方針を作成し、当該基本方針に沿つて運用しなければならない。

2 前項の規定による基本方針は、この法律（これに基づく命令を含む。）その他の法令に反するものであつてはならない。

3 機構は、前条第一項第三号及び第五号に掲げる方法（政令で定める保険料の払込みを除く。）により運用する場合においては、当該運用に関する契約の相手方に対して、協議に基づき第一項の規定による基本方針の趣旨に沿つて運用すべきことを、厚生労働省令で定めるところにより、示さなければならない。

（掛金及び退職金等の額の検討）

第八十五条 掛金及び退職金等の額は、少なくとも五年ごとに、退職金等の支給に要する費用及び運用収入の額の推移及び予想等を基礎として、検討するものとする。

○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）（抄）

（企業会計原則）

第三十七条 独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

（財務諸表等）

第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあつては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。）を付けなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

○中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）（抄）

（特定業種退職金共済契約による退職金の額）

第十条 法第四十三条第一項から第四項までの規定により支給する退職金の額は、次の各号に掲げる特定業種掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 四十二月以下 十円に特定業種区分掛金納付月数（特定業種掛金月額（掛金の月額に前条の規定により特定業種ごとに厚生労働大臣が定める数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を十円ごとに順次区分した場合における各区分ごとの当該区分に係る掛金の納付があつた月数（この月数の算定については、同条の例による。）をいう。次号において同じ。）を乗じて得た額を合算して得た額

二 四十三月以上 特定業種区分掛金納付月数に応じ、別表第五から別表第七までのうちから特定業種退職金共済契約の被共済者（法第二条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が特定業種の指定をする際における当該特定業種にあつては、当該特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となる者）が当該特定業種に属する事業に常態として従事する期間その他の事情を考慮して、特定業種の区分に応じ、厚生労働大臣が指定する表の下欄に定める金額の百分の一の金額を合算して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）

労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）

（所掌事務）

第一条 労働政策審議会（以下「審議会」という。）は、厚生労働省設置法第九条第一項に規定するもののほか、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）別表第一第三号の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第二条 審議会は、委員三十人で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第三条 委員は、労働者（家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）第二条第二項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。）を代表する者、使用者（同条第三項に規定する委託者を含む。以下同じ。）を代表する者及び公益を代表する者のうちから、厚生労働大臣が各同数を任命する。

- 2 臨時委員及び専門委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者並びに障害者を代表する者（障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進に関する事項を調査審議する場合に限る。）のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 3 臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
- 4 前項の規定は、専門委員について準用する。

（委員の任期等）

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。
- 4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会)

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
労働条件分科会	(略)
安全衛生分科会	(略)
勤労者生活分科会	一 厚生労働省設置法第四条第一項第四十一号(賃金体系及び退職手当(退職手当の支払及び労働基準監督官の行う監督に係るものを除く。))に係る部分に限る。)、第四十二号(賃金体系及び退職手当に係る部分に限る。)、第四十八号、第四十九号及び第五十号(退職手当の保全措置(労働基準監督官の行う監督に係るものを除く。))に係る部分に限る。)に掲げる事務に関する重要事項を調査審議すること。 二 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)、中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(平成十年法律第四十六号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
職業安定分科会	(略)
障害者雇用分科会	(略)
職業能力開発分科会	(略)
雇用均等分科会	(略)

2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大臣が指名する。

3 前項の委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。

4 第二項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

5 前項の規定は、第二項の専門委員について準用する。

- 6 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する公益を代表する委員のうちから、当該分科会に属する委員が選挙する。
- 7 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 8 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 9 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(部会)

第七条 審議会又は分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長）が指名する。
- 3 前項の委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。
- 4 第二項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
- 5 前項の規定は、第二項の専門委員について準用する。
- 6 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員のうちから、当該部会に属する委員が選挙する。
- 7 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 8 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 9 審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(最低工賃専門部会)

第八条 家内労働法第二十一条第一項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

- 2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
- 3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。
- 4 前条第六項から第九項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

(議事)

第九条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の二以上又は労働者関係委員（労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。）、使用者関係委員（使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員

のうち関係使用者を代表するものをいう。)及び公益関係委員(公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。)の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会、部会及び最低賃金専門部会の議事に準用する。

(資料の提出等の要求)

第十条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第十一条 審議会の庶務は、厚生労働省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、労働条件分科会に係るものについては厚生労働省労働基準局総務課、安全衛生分科会に係るものについては厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課、勤労者生活分科会に係るものについては厚生労働省労働基準局勤労者生活課、職業安定分科会に係るものについては厚生労働省職業安定局総務課、障害者雇用分科会に係るものについては厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課、職業能力開発分科会に係るものについては厚生労働省職業能力開発局総務課、雇用均等分科会に係るものについては厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課において処理する。

(雑則)

第十二条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一三年九月二七日政令第三一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一月一七日政令第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年三月一日)から施行する。

附 則 (平成一五年五月一日政令第二一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年一月五日政令第二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、改正法の施行の日(平成十八年四月一日)から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この政令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる時短交付金に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二四五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年八月四日)から施行する。

附 則 (平成二二年八月四日政令第一七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年八月五日から施行する。

労働政策審議会運営規程

第一条 労働政策審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号。以下「設置法」という。）第九条及び労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号。以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 審議会の会議（以下単に「会議」という。）は、厚生労働大臣の請求があつたとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の三分の一以上から請求があつたときに会長が招集する。

2 厚生労働大臣又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び厚生労働大臣に通知しなければならない。

第三条 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

2 前項の規定は、審議会令第六条第一項に規定する分科会（以下単に「分科会」という。）及び同令第七条第一項に規定する部会（以下単に「部会」という。）について準用する。

第四条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

4 前三項の規定は、分科会及び部会について準用する。

第五条 会議は、原則として公開する。

第六条 審議会の議事については、議事録を作成し、議事録には会長及び会長の指名した委員二人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。

3 前二項の規定は、分科会及び部会について準用する。

第七条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をその都度厚生労働大臣に送付しなければならない。

2 審議会は、設置法第九条第一項第三号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを厚生労働大臣に送付しなければならない。

第八条 分科会の所掌事務に属さない特定の事項を調査審議するに当たつて、会長が必要と認めるときは、審議会に当該事項を調査審議するための部会を置くことができる。

第九条 分科会、前条に規定する部会又は審議会令第八条第一項に規定する最低賃金専門

部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

第十条 分科会に属する臨時委員及び専門委員は、審議会令第四条第四項及び第五項に規定する場合のほか、分科会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定は、部会に属する臨時委員及び専門委員について準用する。

第十一条 分科会又は部会（以下「分科会等」という。）に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。この場合において、分科会等に属すべき委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、異なる数とすることができる。

第十二条 この規程に定めるもののほか、分科会の議事運営に関し必要な事項は、分科会長が当該分科会に諮って定める。

2 前項の規定は、第八条に規定する部会について準用する。

第十三条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成十三年一月十二日から施行する。

労働政策審議会勤労者生活分科会運営規程

第一条 労働政策審議会勤労者生活分科会（以下「分科会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号。以下「法」という。）第九条、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号。以下「審議会令」という。）及び労働政策審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 分科会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各六人とし、公益を代表するものは、八人とする。

第三条 分科会に幹事を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 3 幹事は、分科会の所掌事務について、委員等を補佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。

第四条 分科会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長の請求があつたとき、分科会長が必要があると認めるとき又は委員等の三分の一以上から請求があつたときに分科会長が招集する。

- 2 会長又は委員等は、分科会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。
- 3 分科会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員等、幹事及び会長に通知しなければならない。

第五条 委員等は、分科会長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、審議会令第九条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用については、欠席したもものとして取り扱う。

第六条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、分科会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 分科会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第七条 分科会に、中小企業退職金共済部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 法第四条第一項第四十九号に掲げる事務に関する重要事項を調査審議すること。
 - 二 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十年法律第四十六号）の規定により審議会の権限に属さ

せられた事項を処理すること。

第八条 部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって分科会の議決とする。ただし、分科会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、分科会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

第九条 分科会に、その所掌事務について調査研究を行う必要があるときは、基本問題懇談会（以下「懇談会」という。）を置くことができる。

2 懇談会に属すべき委員及び臨時委員は、委員等のうちから、分科会長が指名する。

3 懇談会に座長を置き、懇談会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、懇談会に属する委員及び臨時委員が選挙する。

4 座長は、懇談会の事務を掌理する。

第十条 部会及び懇談会の庶務は、厚生労働省労働基準局勤労者生活課において処理する。

第十一条 この規程に定めるもののほか、部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

2 前項の規定は、懇談会について準用する。

第十二条 この規程の改廃は、分科会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成十三年一月十八日から施行する。

附 則

この規程は、平成十四年五月二十日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十二年十月二十日から施行する。

労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会運営規程

第一条 労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会（以下「部会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）、労働政策審議会運営規程及び勤労者生活分科会（以下「分科会」という。）運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 部会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは各五人とする。

第三条 部会の会議（以下単に「会議」という。）は、分科会長の請求があつたとき、部会長が必要があると認めるとき又は委員等の三分の一以上から請求があつたときに部会長が招集する。

第四条 分科会長又は委員等は、部会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

第五条 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員等及び分科会長に通知しなければならない。

第六条 委員等は、部会長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、審議会令第九条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用については、欠席したものとして取り扱う。

第七条 会議は、原則として公開する。

第八条 部会は、専門的事項について調査をさせ、及び説明又は意見を聞くため、部会長の依頼により専門員を置くことができる。

附 則

この規程は、平成十三年一月二十二日から施行する。

附 則

この規程は、平成十四年二月十三日から施行する。